

京都市認定調査員新任研修

認定調査員に求められること

京都市保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室
介護ケア推進課

要介護認定調査について

- 新規の要介護認定調査は、市町村職員若しくは、指定市町村事務受託法人が実施する。
- 更新及び変更申請に係る認定調査については上記に加えて、指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設、介護保険施設若しくは地域包括支援センター又は介護支援専門員に委託することができる。

京都市の業務としての認定調査を実施できる者

認定調査は、以下の①又は②のいずれかに該当する者であって、**都道府県又は指定都市が実施する認定調査員研修を修了した者**」が実施できる。

- ① 介護支援専門員（介護支援専門員証の交付を受けた者）
- ② 指定市町村事務受託法人に所属する次のいずれかに該当する者
 - ・ 介護保険法施行規則第113条の2第1号又は第2号に規定される者であって、介護に係る実務の経験が5年以上である者
 - ・ 認定調査に従事した経験が1年以上である者

～令和2年3月31日0331第2号厚生労働省老健局長通知より～

京都府や各都道府県・政令指定都市においても同様の研修を開催しており、過去に受講したことがあれば、京都市での新任研修受講をせずとも認定調査が実施できます。

認定調査員の心構え

1. 公平公正な調査

- 要介護認定調査は、**全国一律**の方法によって、公平公正で客観的かつ正確に行われる必要がある。
- 基本調査の調査項目（74項目）については、国により、「能力」、「介助の方法」及び「障害や現象（行動）の有無」の3つの評価軸が設けられている。全ての調査項目には、いずれかの評価軸に沿った選択基準が設けられている。
⇒ **選択基準に基づいて客観的かつ正確に選択する。**
- 標準化された選択基準では表現しきれない申請者固有の「介護の手間」を補うために「特記事項」が設けられている。
⇒ **申請者固有の「介護の手間」の内容及び頻度について、実態に沿って具体的に記述する。**

対象の方を直接見ることができない審査会委員が、調査票を見てその人の状況が把握できるような特記事項の書き方を心がけてください。

認定調査員の心構え

2. 中立な調査

- 先入観を持たずに客観的な視点を持って認定調査を行う。
- 認定調査の際に、調査対象者に特定のサービス等の利用を勧奨したり、宣伝を行う等の営業活動を行わない。

3. 守秘義務

- 認定調査の委託を受けた指定市町村事務受託法人等又はその職員は、在職中だけでなく退職後も、正当な理由なしに、当該業務に関して知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。

認定調査員の方にも、京都市職員と同じ、地方公務員法に基づく守秘義務が課されています。

認定調査実施時の注意点

1. 調査対象者の体調

- 認定調査は、対象者の日頃の状況を調査する必要があるため、調査当日の調査対象者の体調の確認を行う。
- 調査対象者が急病等によってその状況が一時的に変化している場合等で、適切な調査が行えないと判断した時にはその場では調査を行わず、状況が安定した後に再度日程調整のうえ調査を行う。

2. 御家族や施設職員等の立会い

- 正確に調査対象者の状況を把握するため、可能な限り、日頃の調査対象者の状態を把握している御家族や施設職員等に立ち会ってもらおう。
- できるだけ、調査対象者と介護者（御家族・施設職員等）の双方から聴き取りを行うように努める。
- やむをえず介護者不在で認定調査を行った場合は、特記事項にその旨記載する。

認定調査実施時の注意点

3. 自宅や施設での調査

- 調査対象者の日頃の状況を把握できるように、普段の生活の場である自宅や施設等の居室で認定調査を行う。

4. 直接確認しにくい調査項目

- 調査対象者に直接確認しにくい調査項目や調査対象者から適切な回答が得られない場合については、御家族や介護者から情報収集する。

特に注意いただきたい点

調査対象者が入院している場合、御家族や介護者であっても普段の様子が分からないということもあと思いますが、医療機関に記載内容を確認することは守秘義務の問題及び、治療上の必要から治療内容について告知を行っていない場合があるため、適切ではありません。どうしても必要な場合は、調査対象者及び家族の同意を得てから、医療機関に確認するようにしてください。

認定調査実施時の注意点

5. 調査の進め方

- 相手に緊張感を与えないように優しく問いかける等留意する。
- 調査の順番にこだわらず、調査対象者が答えやすい質問の導入方法を工夫する。
- 調査項目の内容を分かりやすく具体的に質問する。



調査開始時の会話例

①挨拶・自己紹介

「こんにちは。先日お電話した認定調査員の〇〇です。」

②目的を伝える

「本日は、介護保険サービスを利用する時に必要な審査会での認定のために、お体の具合を伺いにまいりました。どうぞよろしくお願いします。」

③体調を伺う

「本日のご気分、お体の具合はいかがでしょうか？」（普段と異なる体調の場合は日を改める）

④所要時間及び体調不良時について

「所要時間の目安は30分～60分です。調査項目は第一群～その他までであるため、調査の進み具合により前後することがあります。

途中でご気分が悪くなられた場合などは、遠慮なくおっしゃってください。」

認定調査実施時の注意点

6. 調査票記入時の留意点

- 京都市介護保険専用調査票を使用し、コピーは使用不可。
- チェック漏れ、又は同じ項目に複数チェックがされていないか確認。
- 訂正部分への修正インク、修正テープ、訂正印は使用しない。
(訂正部分は二重線で消す。訂正印は不要。チェックミスはバツ印に (☑→☒))。
- 鉛筆で下書きした場合、必ず消す。
- 調査対象者が特定される固有名詞は使用しない。
- 文字は読みやすく、正確に記入する。
- 選択に迷った場合は、特記事項へ記載。
- 特記事項は調査項目そのままの文章ではなく、選択した理由を記載。
- 調査員番号は「認定調査員登録書」に記載された番号を記入。



👉 「京都市加筆・修正版」のテキストP158に調査票が掲載されています。

認定調査時でのトラブル事例

認定調査が審査請求（不服申し立て）につながるケースもあります 

- 調査票に利用者や家族の方が話されていない状況が書かれていることで、「調査員にそんなことは言っていない」とトラブルになったケース
⇒ **「事実が確認できる」ことを調査の原則としてください。**

- 認定調査時に、どのくらいの要介護度になるかといった話をしてしまい、実際の認定結果が異なっていたため、トラブルになったケース
- 認定調査時に、調査員から福祉用具が使えると聞いていた利用者が、居宅介護支援を担当する介護支援専門員からは福祉用具の必要がないと聞き、トラブルになったケース

⇒ **調査時には介護度の見込みは絶対に答えないでください。また、サービス利用についての質問には安易に答えず、担当のケアマネジャーや担当ケアマネがおられない場合は、地域包括支援センター・居宅介護支援事業所等へ相談をするようにご案内ください。**

認定調査の際、調査対象者はテキストの基準等を知らないため、なぜこの選択になったのか質問されることがあると思いますが、その際は必要な範囲で対応してください。

利用者が使いたいサービスに合わせて介護度を設定する調査ではなく、その方の状態像に見合った、公平・公正で適切な調査を心がけてください。



京都市 認定調査票の記入について



認定調査票の記入については、京都市情報館のHPも併せてご確認ください。

